

－自動車リサイクル法関係事業者の方へ－

平成31年4月1日から山形市が中核市に移行します

平成31年4月1日より山形市が中核市へ移行することに伴い、これまで山形県が行ってきた業務の一部が山形市に移譲されます。

そのため、下記に該当する自動車リサイクル法関係事業者の方は、平成31年4月1日より申請・届出等を山形市に行うこととなりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

※平成31年4月1日現在で有効な山形県の自動車リサイクル法関連の登録・許可を受けており、その登録・許可を受けている事業所の所在地が山形市内の方。

※該当する方については、その登録・許可証の有効期限までは山形市でも同様に登録・許可されたとみなされますので、中核市移行に伴う手続きはございません。また、該当する方に、平成31年4月中に山形市の登録・許可番号を記載した通知を送付する予定です。変更・更新申請の際の届出先が山形市または、山形市と山形県の両方になります。

各申請の詳細や様式等については、平成31年3月下旬頃に山形市ホームページに掲載する予定です。

なお、山形市以外の事業場に関する申請届出等は、従来通り所管の総合支庁環境課となります。

－現在のお問い合わせ先－
山形市ごみ減量推進課
(代)023-641-1212
内線686・697